

北名古屋市財政中期試算
令和6年度～令和10年度

北名古屋市

目 次

I	財政中期試算の概要	1
1	財政中期試算の目的	1
2	試算期間	1
3	対象となる会計	1
II	本市の財政状況	2
1	歳入決算額の推移	2
2	歳出決算額の推移	3
3	地方債残高及び公債費の推移	4
(1)	地方債残高の推移	4
(2)	公債費の推移	4
4	基金残高の推移	5
(1)	基金全体の残高の推移	5
(2)	財政調整基金残高の推移	5
5	実質単年度収支の推移	6
6	経常収支比率の推移	6
III	今後の財政見通し	7
1	財政見通しの試算方法	7
2	歳入の見通し	7
(1)	試算の前提条件	7
(2)	歳入の見通し	8
3	歳出の見通し	9
(1)	試算の前提条件	9
(2)	歳出の見通し	10
4	収支の見通し	11
5	財政調整基金残高の見通し	12
6	地方債残高と公債費の見通し	13
IV	持続可能な財政運営への取組	14
	財政運営上の課題と持続可能な財政運営への取組	14

I 財政中期試算の概要

1 財政中期試算の目的

本市は、平成18年3月の合併以来、北名古屋市総合計画に基づき、「健康快適都市」の実現に向け様々な事業に取り組んでまいりました。

学校の耐震化や空調設備の整備、給食センターの建設や保育園の整備、市役所東西庁舎の耐震補強など、公共施設の整備を進める一方で、保育園入所待機児童ゼロの堅持、児童クラブや放課後子ども教室の充実、子ども医療費無料化など、合併に伴う財政上の優遇措置を活用しつつ子育てしやすいまちづくりに取り組んできました。

この様に、住民サービスの充実に取り組んだ結果、扶助費、公債費、物件費等、経常的な支出の割合が高まり、財政が硬直化していることから、今後は、老朽化した公共施設の適正化やインフラ整備とのバランスを図りつつ、新たな政策展開を行うため、令和4年12月に「行財政改革実行プラン」を策定しました。

健全で持続的な財政運営を行うためには、中期的な財政試算を行うことによって、市の財政状況を的確に認識し、適切な指標を設ける必要があります。

この財政中期試算は、一定の条件のもとに試算し、毎年試算を更新することによって中長期的な展望を持ちつつ、行財政改革を着実に進めていく際のベンチマークとして活用するものです。

2 試算期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、本試算は現行の財政制度が継続することを前提に策定しており、今後の景気動向や国県の制度改正、社会情勢の変化等を踏まえ、年1回の更新を基本として、必要に応じ見直しをします。

3 対象となる会計

一般会計を対象とします。

ただし、財政状況の推移については、普通会計※とします。

※普通会計とは、一般会計と土地取得特別会計を合算したもので、会計間の繰出し繰入れ等の重複額等を控除した純計額を表したものです。

II 本市の財政状況

平成25年度から令和4年度までの10年間の普通会計における歳入決算額、歳出決算額、地方債残高、公債費、基金残高及び主な財政指標の推移は、次のとおりです。

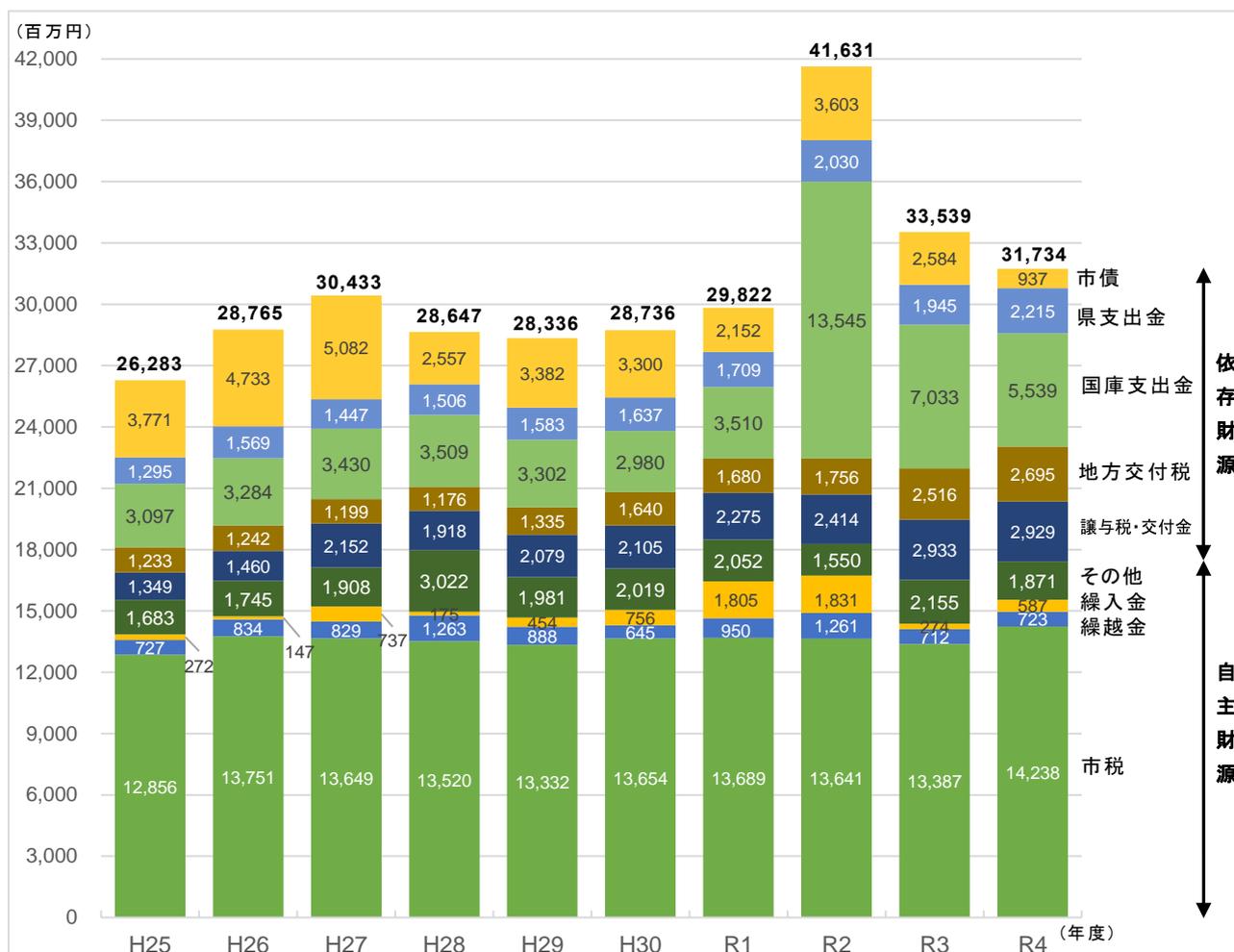
1 歳入決算額の推移

歳入全体としては、平成25年度以降、緩やかな増加傾向が続いていますが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対策費により大幅に増加しています。

自主財源の軸である市税は、個人市民税及び固定資産税は増加傾向にあり、法人市民税は税制改正等の影響により増減しており、市税全体としては微増傾向で推移しています。

依存財源である、国庫支出金は、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対策費の影響により大幅に増額しており、歳入全体を押し上げています。

また、市債については、平成25年度から27年度までの3年間で、合併特例債を集中的かつ大規模に活用したため急増していますが、以降、新規起債の発行を抑制していることから、減少傾向で推移しています。



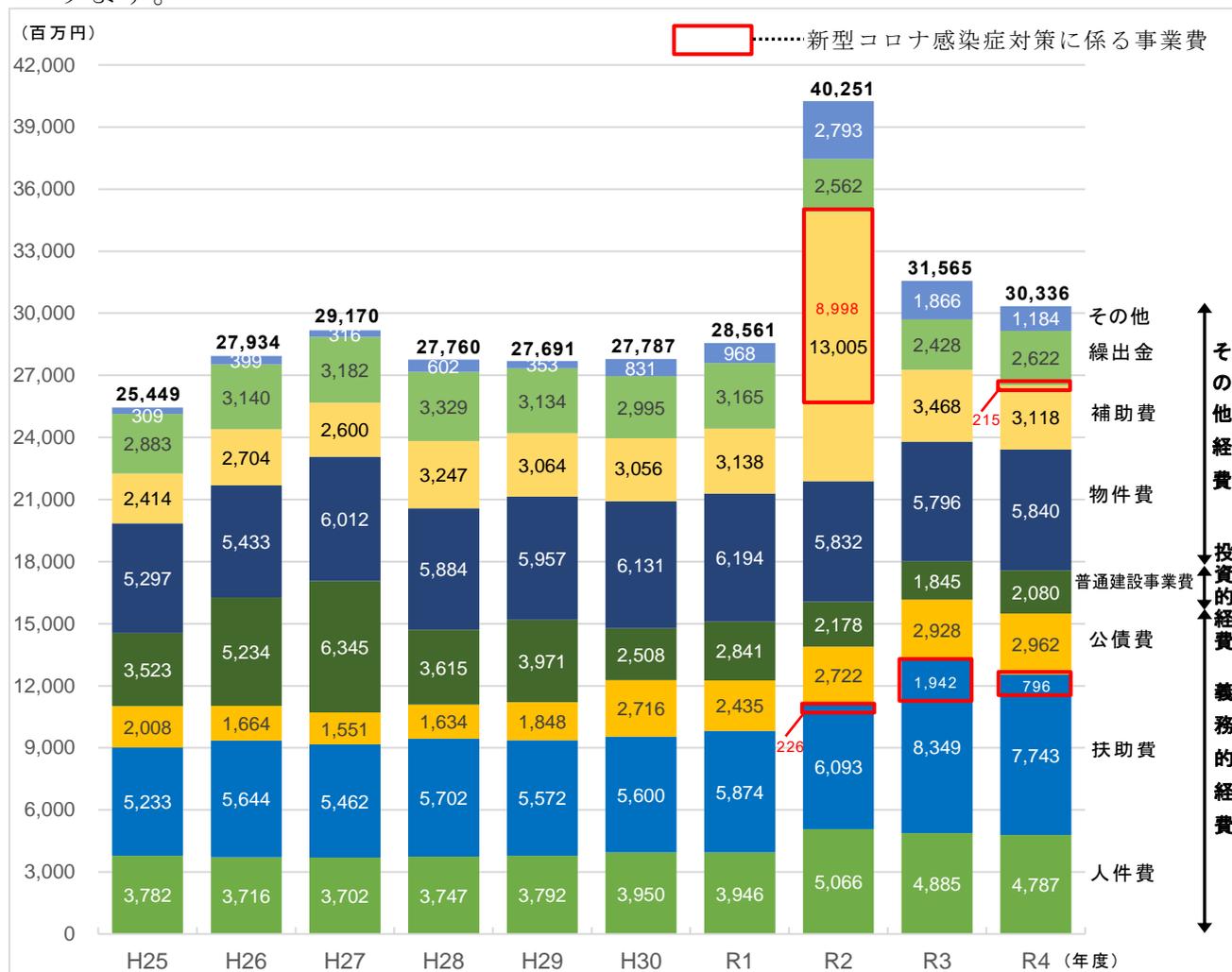
2 歳出決算額の推移

歳出全体としては、平成 25 年度以降、緩やかな増加傾向が続いていますが、令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症対策費により大幅に増加しています。

義務的経費のうち人件費は、令和 2 年度の会計年度任用職員制度の創設により増加しています。扶助費は、新型コロナウイルス感染症対策費の影響により令和 2 年度以降増加しましたが、それらを除いても増加傾向にあります。公債費は、平成 25 年度以降、合併特例債を急激に活用したことにより償還が開始された平成 29 年度以降大幅に増加し、現在そのピークを迎えています。

投資的経費である普通建設事業費は、合併特例債を急激に活用した平成 25 年度からの 3 年間は大幅に増加しましたが、その後は減少傾向にあります。

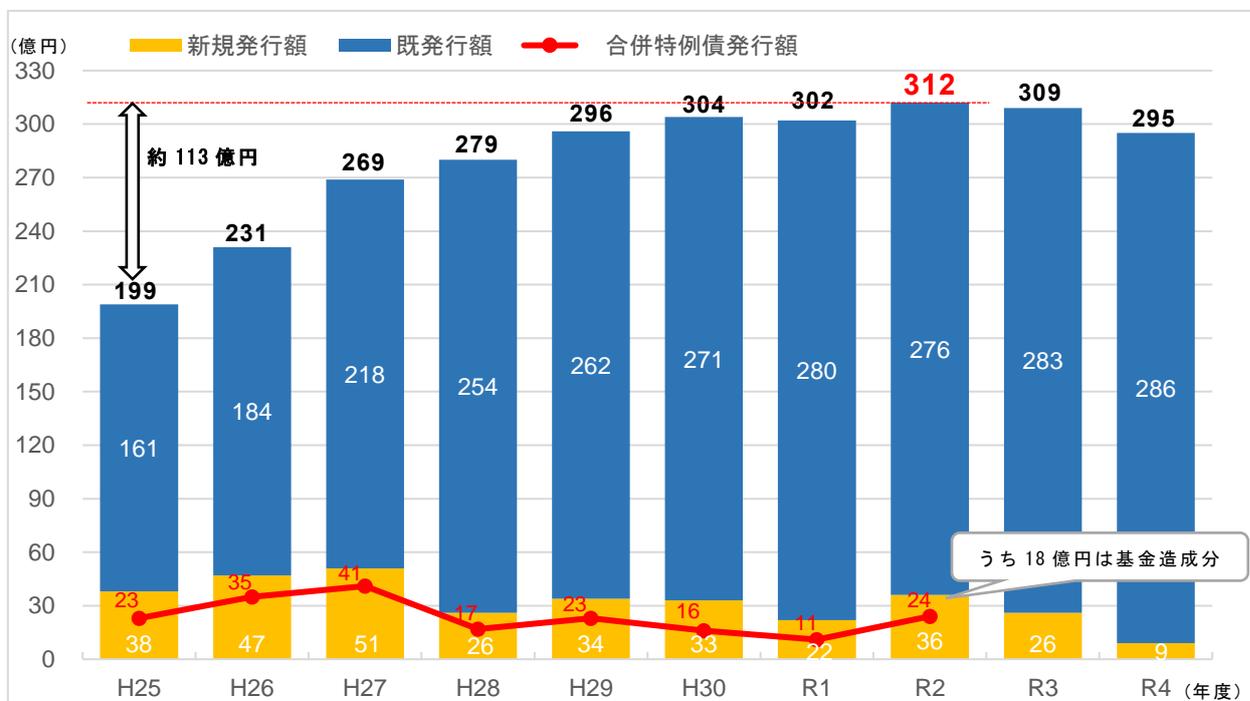
その他の経費のうち物件費は、令和 2 年度の会計年度任用職員制度の創設により減少し、その後は原油価格や物価高騰の影響などから増加傾向にあります。補助費は、令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症対策費の影響により大幅に増額しています。繰出金は、令和 2 年度に公共下水道事業特別会計が企業会計に移行して減少しましたが、その後は高齢化などによる国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計への繰出金が増加傾向にあります。



3 地方債残高及び公債費の推移

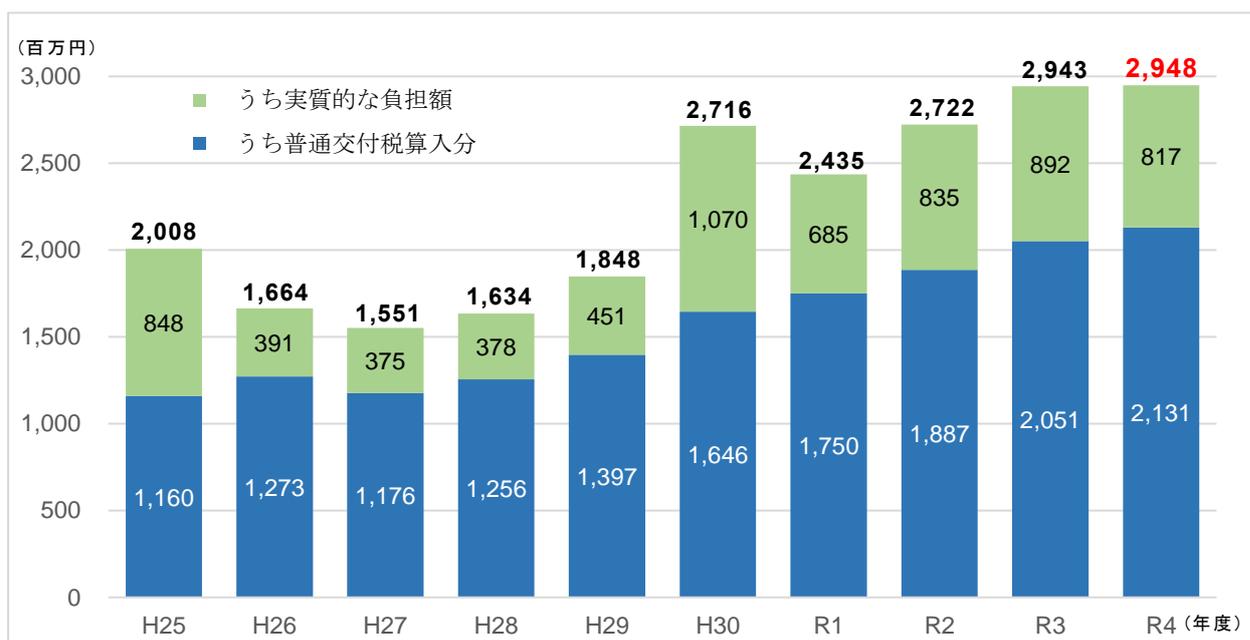
(1) 地方債残高の推移

地方債残高は、平成 25 年度から平成 27 年度において合併特例債を急激に活用し、平成 30 年度以降は新規発行を抑制していることから、令和 2 年度をピークに、残高は減少しています。



(2) 公債費の推移

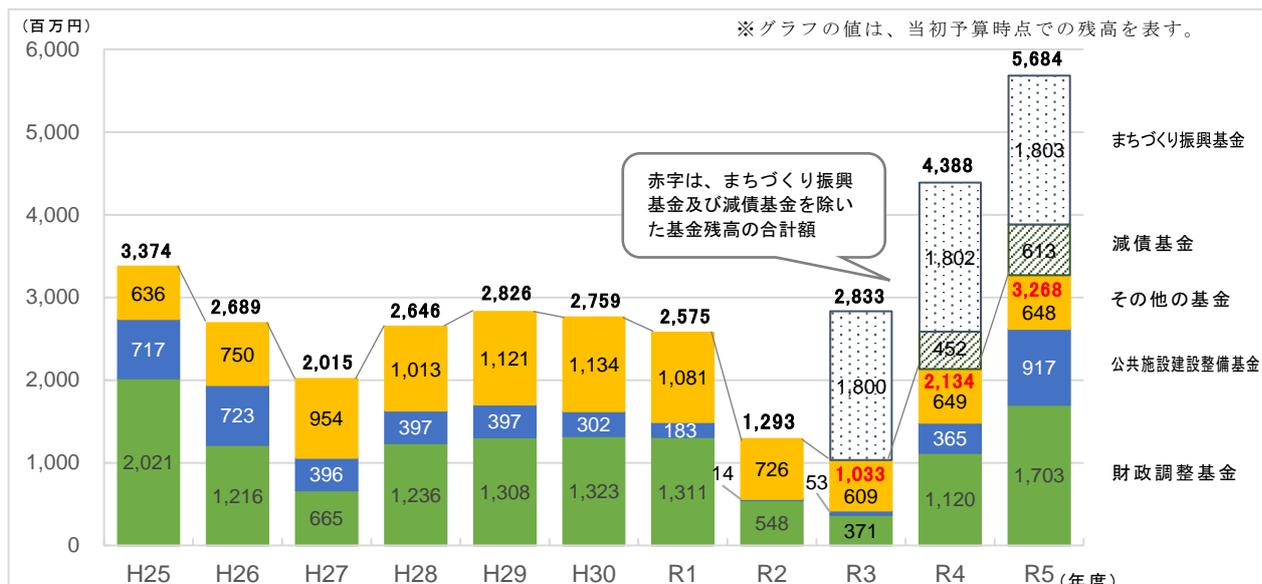
公債費は、平成 25 年度以降の合併特例債の急激な活用により、その償還が開始された平成 29 年度以降大幅に増加し、令和 4 年度には総額約 29.5 億円となり、ピークを迎えています。公債費の一部は普通交付税に算入されますが、財政的な負担は増加しています。



4 基金残高の推移

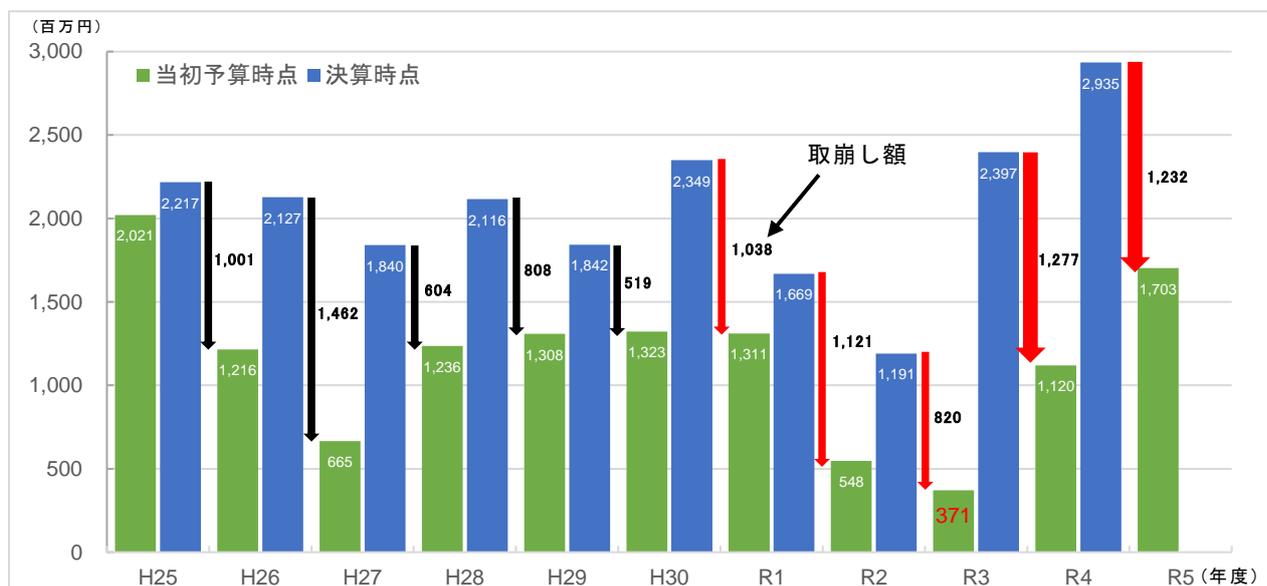
(1) 基金全体の残高の推移

基金残高の総額は、平成 25 年度以降、約 20 億円以上を確保していましたが、基金取崩しによる予算編成が続いたため、令和 2 年度には約 12.9 億円まで減少しました。なお、令和 2 年度に創設したまちづくり振興基金は合併特例債を財源としているため 10 年間は償還が必要であり、令和 3 年度に創設した減債基金は、前倒しで交付された地方交付税等を財源としているため、これらについては、全額を基金残高として活用できないことに留意が必要です。



(2) 財政調整基金残高の推移

財政調整基金は、経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合に活用するための基金ですが、公債費が急激に増加した平成 30 年度以降、当初予算編成時における財政調整基金の取崩し額が増加し、令和 3 年度当初予算編成後の残高は約 3.7 億円にまで減少しました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響による想定できない歳入などによって基金残高は回復しつつありますが、予算編成時における取崩し額の増加には留意が必要です。

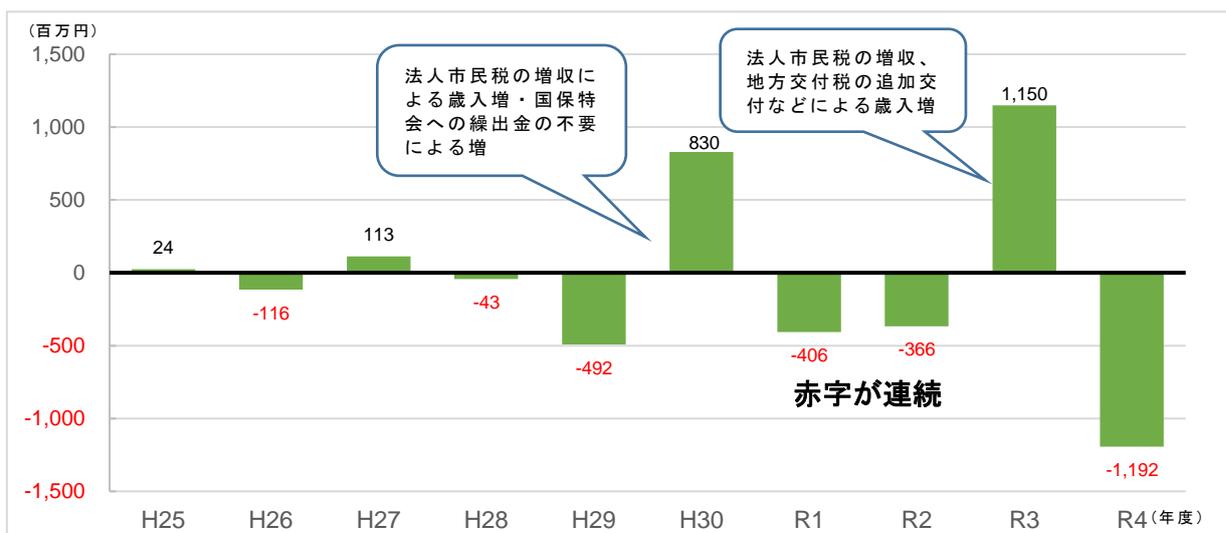


5 実質単年度収支の推移

実質単年度収支は、決算における歳入歳出差引額から、翌年度への繰越額や財政調整基金の積立て・取崩しなど、収支に影響する要素を除いた収支です。

平成30年度及び令和3年度は黒字となっていますが、これは想定外の歳入増加等によるもので、平成29年度以降、赤字幅が拡大しています。

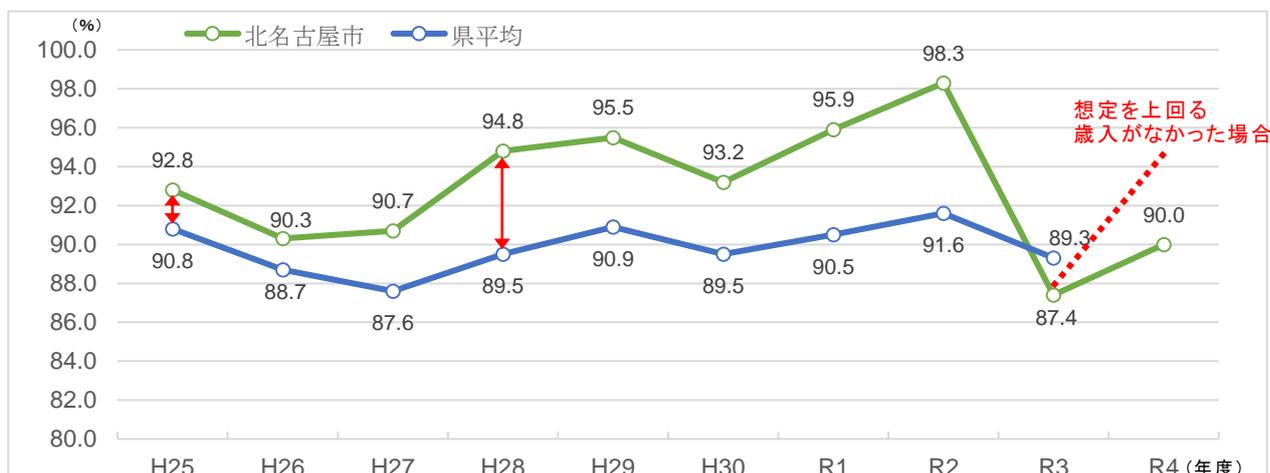
実質単年度収支が赤字であっても、直ちに財政状況が悪化するわけではありませんが、基金残高が少ないと、赤字が連続した場合に、基金残高が無くなった途端に赤字決算となってしまいます。このため、歳出超過の財政構造からの転換を計りつつ、基金残高の減少についても注視していく必要があります。



※実質単年度収支の計算には、決算剰余金から財政調整基金への直接編入分は含みません。

6 経常収支比率の推移

経常収支比率は、少子高齢化などによる扶助費の増加や合併特例債の急激な活用による公債費の増加などにより、平成28年度以降は県平均を大幅に上回っています。令和3年度は、87.4%と急激に回復していますが、これは普通交付税の追加交付や想定を上回る市税収入などに起因するものです。令和4年度は90.0%とやや上昇していますが、令和3年度と同様に、想定を上回る歳入の要因がなければ、更に数パーセント上昇していたことには留意が必要です。



Ⅲ 今後の財政見通し

1 財政見通しの試算方法

財政見通しの期間は令和10年度までの5年間とし、令和8年度までは、令和4年度決算額、令和5年度予算額、行財政改革実行プラン及び重点プロジェクトの実施予定などを考慮して試算しています。

令和9年度以降については、継続を予定している事業や経常的経費の伸び率等を考慮した積算方法としています。

なお、現行の税制度や地方財政対策等を前提として試算していますが、今後の制度改正や事業の見直し等によっては、変動が生じる可能性があります。

2 歳入の見通し

(1) 試算の前提条件

令和4年度以前の決算額の推移を参考に、下記の条件のもと令和6年度以降の歳入の見通しを試算しました。

区分		前提条件
自主財源	市税	<ul style="list-style-type: none"> 個人市民税の均等割は、過去5年間の平均伸び率から試算。所得割は、名目GDP成長率を1年遅れで反映。 法人市民税は、均等割は法人事業者数の過去5年間の平均伸び率により試算。法人税割は超過税率分及び沖村西部土地区画整理事業分を考慮したうえ、名目GDP成長率を1年遅れで反映。 固定資産税は、評価替え及び沖村西部土地区画整理事業分による影響を考慮。
	繰越金	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の当初予算額と同額の4億円を見込む。
	繰入金	<ul style="list-style-type: none"> 財政調整基金による財源調整は含まず、減債基金とその他の基金については、必要最小限の繰入を見込む。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度と同額と見込む。 分担金及び負担金、使用料及び手数料は過去の決算額の伸び率を参考に試算。
依存財源	地方譲与税	<ul style="list-style-type: none"> 地方揮発油譲与税、地方揮発油譲与税は令和5年度と同額。森林環境譲与税は増額分を見込む。
	地方交付金	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度は、交付金ごとの平均伸び率により試算。以降、令和6年度と同額とする。
	地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> 普通交付税は、地方財政計画の一般財源総額が実質的に同一水準で維持するものとして、令和7年度までは令和5年度見込額と同額と見込む。 合併特例債の公債費が減少する令和8年度から令和10年度は、交付税算入相当額を減額して試算。 特別交付税は、令和5年度と同額とする。
	国庫支出金 県支出金	<ul style="list-style-type: none"> 経常経費に係るものについては、関連する歳出の増減に連動させ、臨時的経費に係るものについては、事業内容に相応する補助率を考慮して試算。
	市債	<ul style="list-style-type: none"> 新規起債発行額を10億円（事業債9億円、臨時財政対策債を1億円、利率1.0%）として試算。

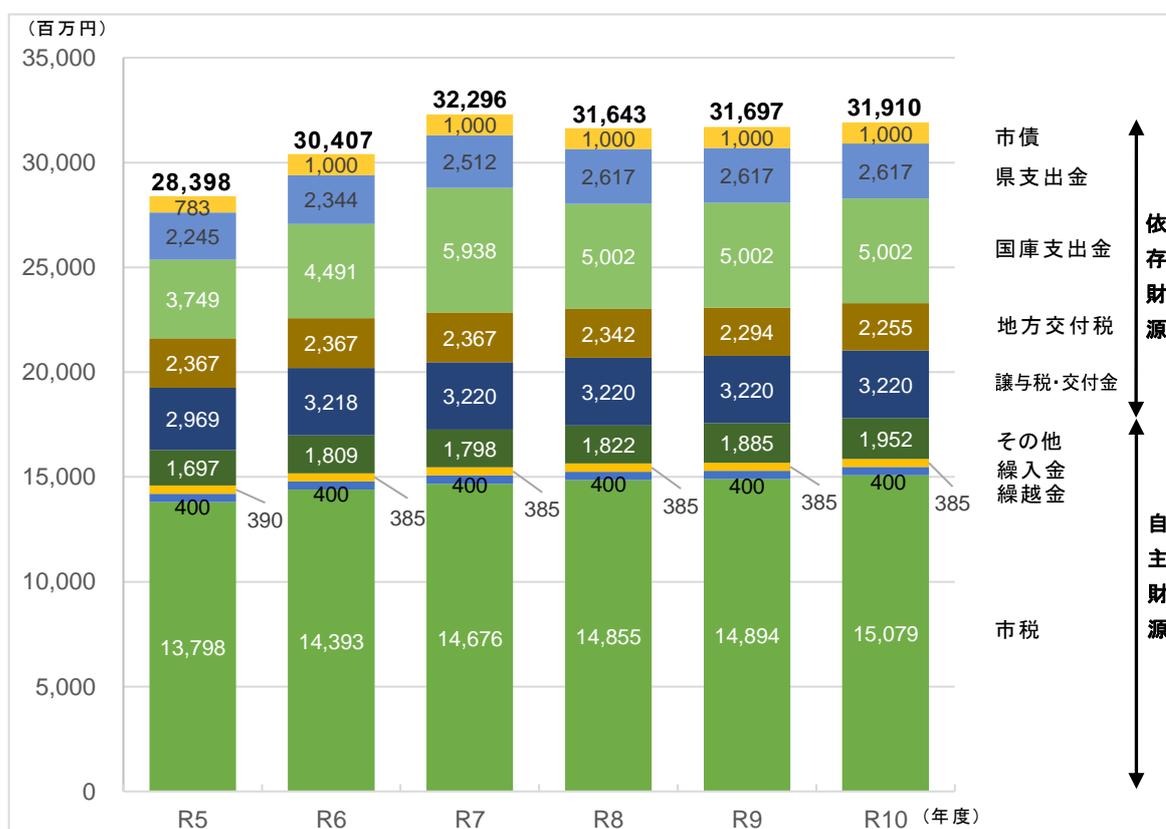
(2) 歳入の見通し

【歳入】

(単位:百万円)

区 分		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
自主財源	市税	13,798	14,393	14,676	14,855	14,894	15,079
	繰越金	400	400	400	400	400	400
	繰入金	390	385	385	385	385	385
	その他	1,697	1,809	1,798	1,822	1,885	1,952
依存財源	譲与税・交付金	2,969	3,218	3,220	3,220	3,220	3,220
	地方交付税	2,367	2,367	2,367	2,342	2,294	2,255
	普通交付税	2,227	2,227	2,227	2,202	2,154	2,115
	特別交付税	140	140	140	140	140	140
	国庫支出金	3,749	4,491	5,938	5,002	5,002	5,002
	県支出金	2,245	2,344	2,512	2,617	2,617	2,617
	市債	783	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	普通建設事業債	508	900	900	900	900	900
	臨時財政対策債	275	100	100	100	100	100
	計 (財政調整基金を除く)	28,398	30,407	32,296	31,643	31,697	31,910
財政調整基金	1,232	978	1,154	601	964	1,236	

※各年度の繰入金は財政調整基金による財源調整を含まない。
 ※令和5年度は当初予算額



3 歳出の見通し

(1) 試算の前提条件

令和4年度以前の決算額の推移を参考に、下記の条件のもと、令和6年度以降の歳入の見通しを試算しました。

区分		前提条件
義務的経費	人件費	・職員人件費は定員適正化計画、定年の段階的引き上げ及び過去の推移を、会計年度任用職員は、令和6年度からの勤勉手当支給開始及び過去の推移を参考に試算。
	扶助費	・原則、過去5年間の平均伸び率を参考に試算（コロナ関連事業分は除く）。 ・行財政改革実行プランや重点プロジェクト等については個別に反映。
	公債費	・新規起債発行額を10億円として試算。 事業債：9億円（利率1.0%） 臨時財政対策債：1億円（利率1.0%） ・令和6年度以降利率見直しが必要な市債については、見直し後の利率をすべて1.0%として試算。
投資的経費	普通建設事業費	・令和5年度ベースに対し、各年度の事業計画の増分を加算。 ・令和7年度末までに実施が必要となる自治体システム標準化に必要な経費を含む。
その他の経費	物件費	・原則、過去5年間の平均伸び率及び消費者物価指数の上昇率を参考に試算（コロナ関連事業分は除く）。 ・行財政改革実行プランや重点プロジェクトに関する事業については個別に反映。 ・小中学校で導入しているタブレット端末更新に必要な経費を含む。
	補助費等	・一部事務組合における事業計画や事業費の増加等を踏まえて試算。 ・行財政改革実行プランや重点プロジェクトに関する事業については個別に反映。
	繰出金	・各特別会計の事業計画に基づき、必要な額を試算。
	その他	・令和5年度を基準とし、同額と見込む。

(2) 歳出の見通し

【歳出】

(単位:百万円)

区 分		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
義務的経費	人件費	5,609	5,452	5,542	5,525	5,486	5,506
	扶助費	7,357	7,891	8,689	9,031	9,385	9,753
	公債費	2,941	2,908	2,942	2,933	2,856	2,756
投資的経費	普通建設事業費	1,576	2,533	2,423	1,774	1,774	1,774
その他経費	物件費	5,814	6,107	7,199	6,124	6,244	6,365
	補助費等	3,337	3,433	3,410	3,410	3,410	3,410
	繰出金	2,726	2,796	2,980	3,182	3,241	3,317
	その他	270	265	265	265	265	265
合 計		29,630	31,385	33,450	32,244	32,661	33,146

※令和5年度は予算額



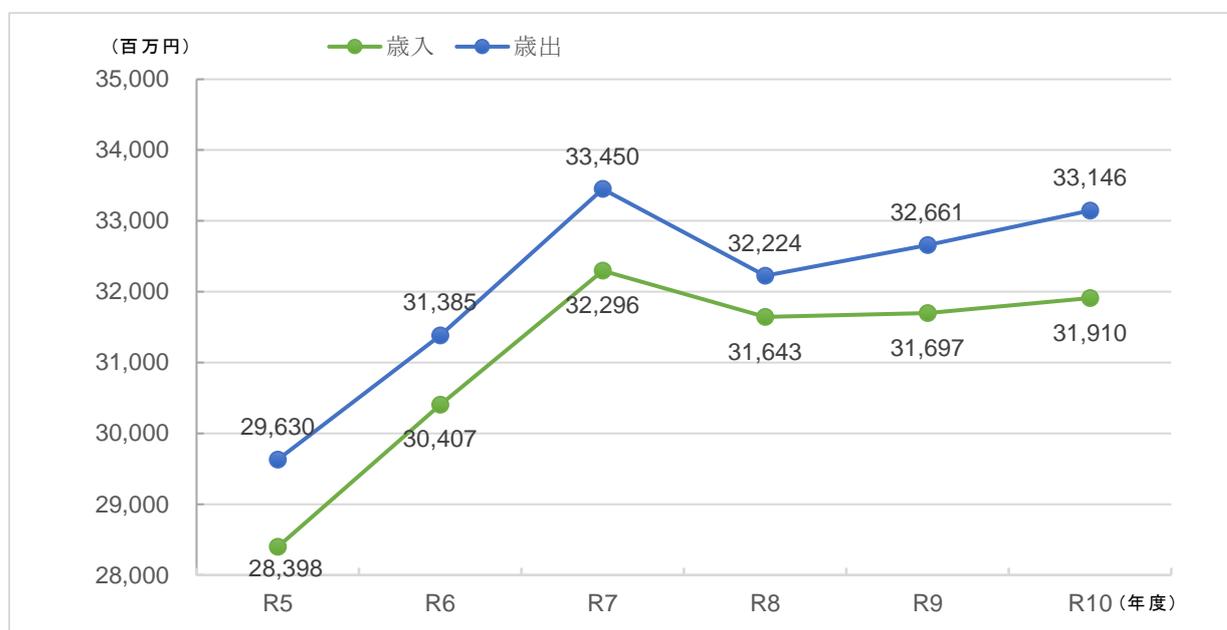
4 収支の見通し

2(2)「歳入の見通し」(財政調整基金を除く)及び3(2)「歳出の見通し」から、収支の見通しとしては、歳出が歳入を上回る財源不足の状態が今後も継続すると見込まれ、その額は年々増加していく見込みです。

なお、後年度につれて、予定に見込まれていない歳出が潜在的に含まれている可能性が高くなるため、留意が必要です。

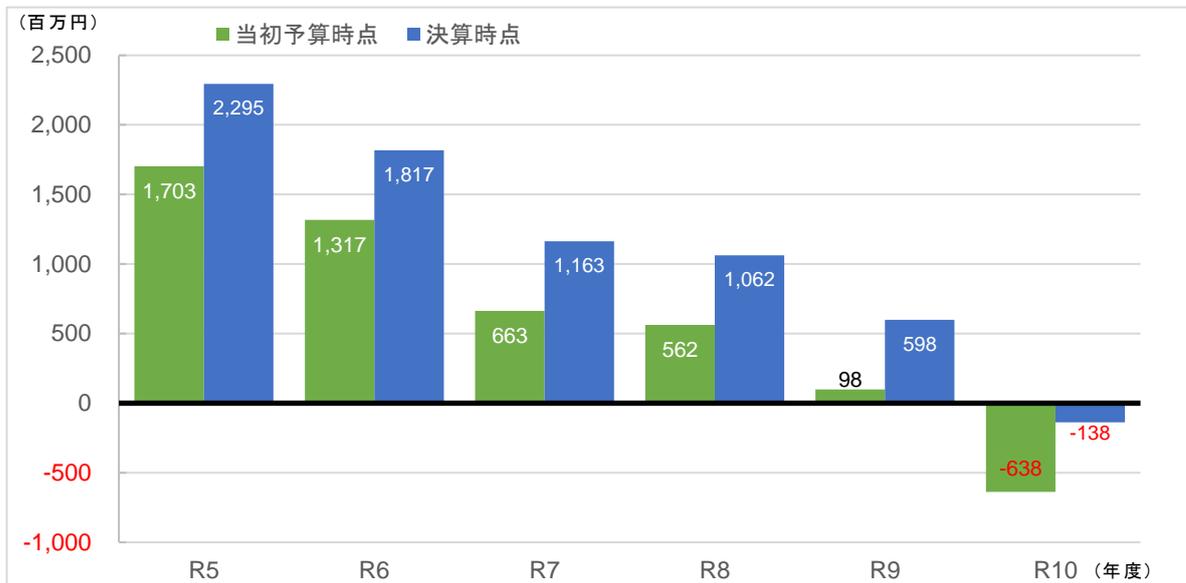
(単位：百万円)

区 分	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
歳 入	28,398	30,407	32,296	31,643	31,697	31,910
歳 出	29,630	31,385	33,450	32,244	32,661	33,146
収 支	-1,232	-978	-1,154	-601	-964	-1,236
財源不足額	1,232	978	1,154	601	964	1,236



5 財政調整基金残高の見通し

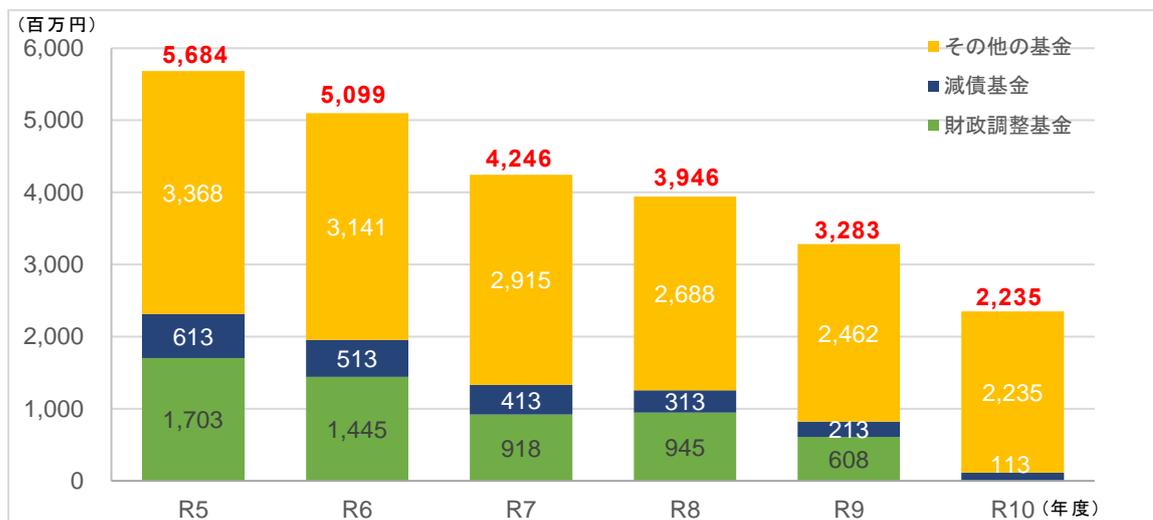
財政調整基金残高については、令和3年度以降地方交付税の追加交付など想定を上回る歳入があり、令和5年度末時点で約23億円の基金残高となる見込みです。しかし、今後、4「収支の見通し」の財源不足額を財政調整基金から取り崩し、毎年度の決算剰余金から5億円を積み立てていくと、令和10年度には取崩しができなくなる見込みです。



基金全体の残高 (シミュレーション)

5「財政調整基金の見通し」で試算したところ、令和10年度には財政調整基金の取り崩しができなくなる結果となりました。これを回避するため、その他の基金を活用した場合のシミュレーションを行ったところ、令和10年度の基金全体の残高は、令和5年度の半分以下の約22億円となりました。

ただし、年度間の財源調整のための基金は、地方財政法により財政調整基金又は減債基金に限られており、その他の基金については特定目的基金であることから、基金条例の設置目的に沿った活用となり、実際には歳出削減で対応することになります。



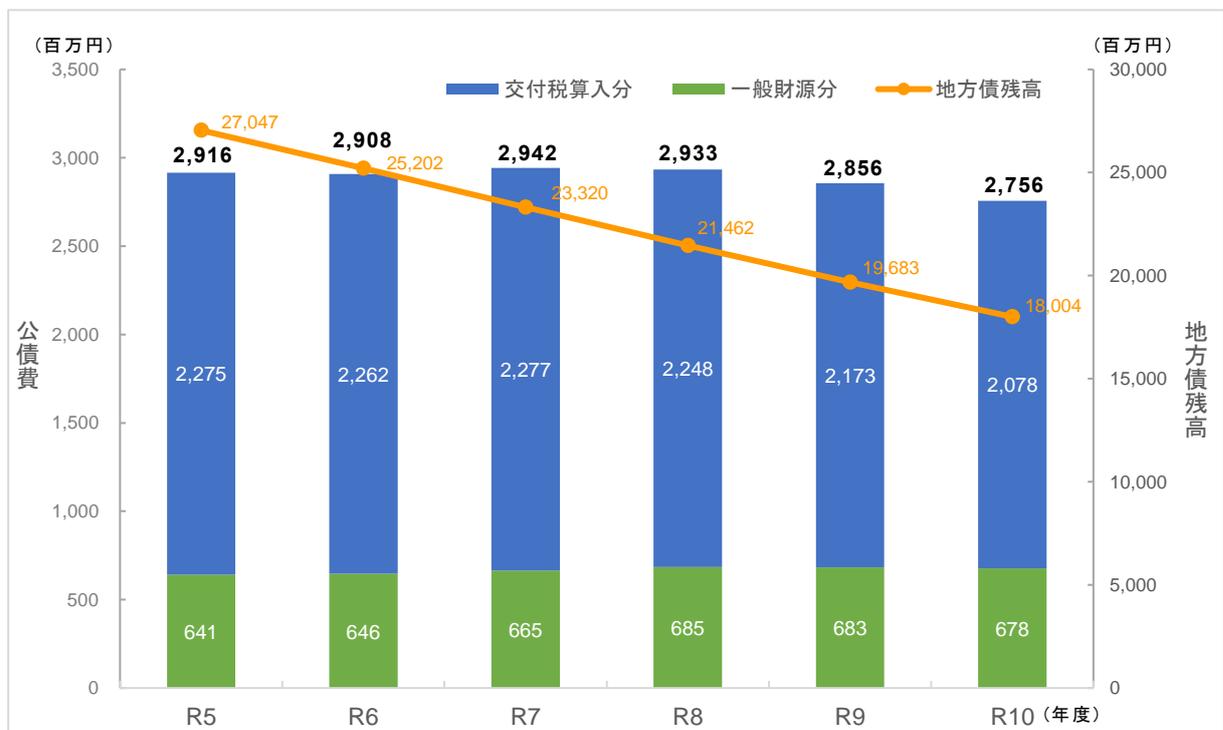
6 地方債残高と公債費の見通し

地方債残高は、令和2年度をピークに既に減少傾向となっており、今後、臨時財政対策債を含めた新規発行額を10億円とした場合には、令和10年度に約180億円に減少する見込みです。

公債費は、平成25年度から平成27年度にかけて合併特例債を急激に活用し、平成30年度以降は、臨時財政対策債を除く新規起債発行額を、元金償還金額以下に抑制する取組をしていることから、令和4年度にピークを迎えて約29.6億円となりました。

今後も、公債費は徐々に減少していく見込みですが、日本銀行の方針修正を受けて長期金利の上昇が見込まれるため、過去に起債した合併特例債等の利率見直しによって大幅な減少とはならず、財政への影響が長期化する可能性があります。

なお、公債費のうち、交付税算入分が減少していますが、それに伴い歳入（地方交付税）も減少するため、一般財源分がほぼ横ばいとなっている一因となっています。



※新規起債発行額を10億円として試算。

事業債：9億円（利率1.0%、交付税算入率50%）

臨時財政対策債：1億円（利率1.0%、交付税算入率100%）

※令和6年度以降に利率見直しの必要のある市債については、利率1.0%になるものとして試算。

※令和5年度は、令和5年8月現在の数値。

IV 持続可能な財政運営への取組

財政運営上の課題と持続可能な財政運営への取組

歳入については、市税は微増傾向で推移し、沖村西部土地区画整理事業による増加が期待されるものの、ふるさと納税制度に伴う個人市民税の流出は、拡大の一途をたどっています。

一方で、歳出については、国策としての賃金の引上げに伴う人件費の増加、異次元の少子化対策や高齢化に伴う扶助費の増加、公債費については長期金利の上昇が見込まれており、今後、義務的経費が大幅に増加していく見込みです。

また、原油価格・物価高騰による物件費の増加や、高齢化に伴う特別会計への繰出金の増加が見込まれ、公共施設やインフラの整備・改修に係る投資的経費についても確保が必要であることから、財政状況の更なる硬直化には注意が必要です。

こうした状況の中、新たな政策課題や大規模災害にも対応できるしなやかで強固な財政基盤を確立していくためには、令和4年度に作成した「行財政改革実行プラン」を確実に進めつつ、必要な事業は継続し、見直すべき事業は見直す、いわゆる「断捨離」を進めていく必要があります。

今回の財政中期試算でも、歳出超過の財政状況が継続し、基金残高が年々減少していく見込みとなりました。財政調整基金は、経済状況の著しい変動など、想定外の歳入不足に対する財源であり、災害により生じる経費の財源又は災害により生じる減収を考えた場合、当初予算時点において標準財政規模の2割程度は確保しておく必要がありますが、現段階ではその見通しが立っていません。

本来は、歳入の範囲内で歳出予算を組むべきであるため、財政調整基金の取り崩しに頼った予算編成から一刻も早く脱却し、適正な歳出予算規模にしていく必要があります。

引き続き、市民説明会やその他の機会を通じて、真に必要な事業の取捨選択を市民に説明しつつ、公共施設の適正化や市民サービスの見直しを進め、持続可能な財政構造へと転換を図っていく必要があります。

地方財政法第4条の2

地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。